

認定特定非営利活動法人

いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

ニュースレター

第34号

発行日 2023年1月12日

電話 & FAX 029-309-7690

電子メール network-i@ams.odn.ne.jp

ホームページ <http://network-i.jp/>

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、児童虐待問題について、さまざまなご尽力をいただき、ありがとうございます。

私たちネットワークあいは、2000年10月に任意団体として発足しました。私たちの団体が発足してから、本年は、23年目となります。このような長い期間に亘って、活動を継続してこられたのは、皆様のご協力の賜物と感謝しております。

さて、昨年もまた、相変わらず、コロナウイルスの問題が何かと話題になった一年でした。私の周りにも、何人も患者が発生しましたが、皆様やご家族の方は如何でしょうか。

昨年は、特に里親と里子の問題に焦点を当てて、講演を行うなどの活動をしました。里親と里子に関しては、今でも法的な裏付けが薄いところがあります。今後、制度を整備していかなければならない分野の一つだと思えます。

本年も、昨年に引き続き、上記の里親の問題をはじめとして、児童虐待に関して考えなければならない問題について、いろいろな側面から、講演会やシンポジウムを行っていこうと計画しております。

今年も、昨年以上にコロナウイルスの問題が猛威を振るっていますが、私たちは、今後も、様々な立場の方と連携を深めていきたいと存じます。また、一人でも多くの人たちに、児童虐待に関する知識を持って、あるいは深めて行っていただければありがたいと思えます。

これからも、みなさまのご協力を得て、少しでも多くの子どもたちを助けることにつながる活動を続けていきたいと思えます。

認定特定非営利活動法人 いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

理事長 坂本博之

◆ おお願い ◆

今後、ネットワークあいからのお知らせを、メールでも送れるようにしていきたいので、【右】QRコードを使って URL にアクセスし、メールアドレスの登録にご協力をお願いいたします。なお、従来とおり郵便でのお知らせをご希望の方へは従来とおり郵便でお送りします。



「これからのファミリーホームに求められるもの」

ファミリーホームひまわり 京川 誠

私たち夫婦は里親登録をして25年目になります。10年前に専門里親になり、8年前にファミリーホームを立ち上げました。現在20歳の短大2年生と高校2年生2人、中学3年生、小学6年生、小学5年生の計6人の子どもたちと暮らしていますが、今までにこの子どもたちを含めて20人の子どもたちと生活をしてきました。

受託時の年齢は2歳児から高校3年生までと幅広く、委託期間も長い子どもは17年間、短い子どもで3カ月間と様々でした。最近では中学生や高校生などの高齢児の委託が多く、一昨年度は大学・短大・高校受験、昨年度は専門学校卒業、今年度は高校受験、来年度は大学・高校受験と、毎年のように受験や就職活動があります。

里親家庭とファミリーホームの大きな違いは養育する子どもの人数です。一般の里親家庭は多くても2～3人。4人の子どもを育てている里親を知っていますが、それは本当に例外で、わが家もファミリーホームになる前は里親として4人の子どもを養育していました。関わりのむずかしい子どももいて、医療機関や支援機関に定期的に行くなど、時間的・経済的に厳しくなり、必要に迫られてファミリーホームへと移行しました。

ここ最近、現役の里親だけでなく児童福祉施設の職員やNPOで支援活動をしている人たちから、ファミリーホームをやりたいんだがという相談をよく受けます。また、親がファミリーホームを運営しているが高齢になり、実子が将来的には跡を継ぐというような跡目相続の話も耳にします。里親制度が少しずつ社会で認知され、里親手当も随分支払われるようになってきました。ファミリーホームになって安定した収入を得るといふ安直な考えがあるかもしれませんが、子どものためには一定期間養育に従事し、十分な養育力をつけてから参入していただきたいと思います。県や児童相談所も即戦力としてのファミリーホームを望んでいるので、安易な気持ちでやるのではなく、対価をいただくプロの里親としての自覚を持って挑んでもらいたいと願っています。以前大先輩から「福祉は人」だと耳にタコができるくらい言われました。里親制度は里親になりたい人の制度ではなく、子どものための制度であることを理解し、一人一人にしっかりと寄り添った子育てをし、その延長にファミリーホームがあると考えてもらいたいです。

これからのファミリーホームは養育の担い手だけでなく、措置解除後の子どもたちの心の拠り所として実家のような役割も担っていかなければなりません。子どもが里親家庭にいる間は制度に守られていますが、本当に大事なものは措置解除になって家を出てからです。里親家庭にいる間に良い関係を築き、家を出ても気軽に帰ってきて話ができる関係を作っておかなければ、社会で孤立したケアリーバーばかりになってしまいます。措置解除後、積極的に支援機関の力も借りながら、子どもたちと一緒に応援していきける環境作りがとても重要なことだと思います。

子どもの人権を守るために

2022年を振り返って、今年は子どもにとってはどんな1年だったでしょうか

厚生労働省の発表では、2021年度の全国225か所の児童相談所が児童虐待相談に対応した件数は207,659件、前年比5.8%増ということです。この中で虐待による児童の死亡は54人（内心中による死亡が29人）で、心中による虐待死が目立っています。これは、毎週1人の子どもが大人の手によって死亡していることになる。）

今年、子どもをめぐる社会問題として、注目されたのは通園バス内に置き去りにされた幼稚園児の死亡事件と保育園保育士による園児虐待事件ではないでしょうか。

どちらの事件も職員の問題が指摘されましたが、同時に保育士の待遇の問題、園児の定員に対する保育士の配置基準が実態にあっていないことの問題がクローズアップされました。判断力を持たない幼児の昼間の生活の場が安全、安心の場でなければならないことは、言うまでもありません。その安心、安全が守れない環境が「低すぎる保育士の配置基準と低すぎる保育士の賃金」からくる「人手不足」であることは関係者の証言ではっきりしています。

大切な子どもの命が「うっかり」「忙しさ」の犠牲になることのないように、一日も早く国は改善策に着手すべきではないでしょうか



私達の生活にとって身近なものでありながら、敷居が高いのが、法律の世界ではないでしょうか。もっと身近に活用できたらどんなに心強いことでしょう。そのような意味で、日頃子どもの人権問題に取り組んでおられる、茨城県弁護士会子どもの権利委員会の委員である茂手木克好先生に日頃の活動内容をふまえて、子どもをめぐる法律問題についてお話をうかがいます。（講演会のご案内参照下さい。）

2022 年度会費納入のお願い

会員の皆様には、日頃から NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの活動にご理解を頂きまして、ありがとうございます。

あいは、会員の皆様の会費と活動に賛同して下さる皆様からの温かい寄付によって活動しております。あいの活動を継続していくために、本年度(2022 年度)会費を納入いただけますようお願いいたします。なお、既に納入頂いた会員様には心より感謝し、お礼を申し上げます。

*ATM 払込取扱票を利用してお振込みをされる場合、名前等の記入をお忘れなくお願いします。

《ゆうちょ銀行》 (払込取扱票)

口座番号 00130-3-600272

口座名 いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

—会員募集中—

◆正会員 5,000 円/年

・正会員の方は、総会に出席し、決議権があります。

◆賛助会員 3,000 円/年

・賛助会員会費は、寄付金扱いとなり、所得控除が受けられます。

●寄付のお願いです

◆子供服・・・(幼児 2 才～6 才程度)

・未使用もしくは、美品で寄付をして頂ける品物があれば連絡をお願いします。

“NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい” の
事業活動運営に、ご協力をお願いします。

☎029-309-7690

HP(ホームページ) “ネットワークあい”リニュアル!

<https://network-i.jp>

どうぞご覧になって下さい。